

Info 6 暮らしを支える大切な税金です 納税通知書を発送します

市県民税・国民健康保険税

令和8年度の税額を記載した納税通知書を発送します。市税は、市民の皆さんが健康で快適な暮らしができるように市が事業を行うための大切な財源となっています。通知書に記載された方法により、必ず納期限までに納付をお願いします。

問い合わせ 税務課市民税係 (☎35-0912)

■市県民税(納付書払い・口座振替・年金天引きの人)

通知発送: 6月中旬頃

市県民税は、その年の1月1日に住民登録があった市区町村で1年間分納付します。1月2日以降に引っ越しなどにより住民登録のある市区町村が変わった場合や、お亡くなりになった場合も、1月1日の住民票登録地で課税されます。

※給与から天引きされる人には、5月中旬頃に事業所あてに発送します。

※令和8年度分の証明書発行可能日は、市ホームページ(右記)をご覧ください。

※証明書を本人以外の方が請求する場合、申請日時時点で同一世帯の方に限り発行が可能です。

それ以外は、委任状が必要ですのでご注意ください。(その他の市税も同様です。)



■国民健康保険税

通知発送: 7月中旬頃

国民健康保険税は、世帯主が国民健康保険の加入者である・なしに関わらず、世帯主が納税義務者になります。また、一定の要件に当てはまる場合、国民健康保険税は年金から天引きされます。

※令和8年度の税率などの詳細は、市ホームページ(右記)をご覧ください。



POINT!

市税の納付には、納付忘れのないよう、**便利で確実な口座振替**がおすすめです。口座振替の手続方法は市ホームページ(右記)をご覧ください。



Info 7 「罹災証明書」「被災証明書」の発行 写真で被害の記録を保存しましょう

災害で住まいが被害を受けた時は、片付けや修理の前に、まずは家の被害状況を写真に撮って保存しましょう。市から罹災証明書や被災証明書を取得して支援を受ける時や保険会社に損害保険を請求する時などに役立ちます。被害写真を撮影するときのポイントを紹介します。

問い合わせ 税務課資産税係 (☎35-0913)

■被害状況の記録を忘れずに

「罹災証明書」と「被災証明書」の申請には、被災状況がわかる「全体」と「詳細」の記録(写真撮影)をお願いします。被災状況の記録は、損害保険などの請求にも必要になる場合があります。

※申請の前に、必要とする各関係機関へ確認ください。

※被災状況がわかる写真などの提出がない場合、証明書を発行できない場合があります。

POINT!

- ・カメラやスマートフォンで、なるべく四方向から撮影する。
- ・被害の大きさがわかるように、メジャーなどをあてて、全体の様子ができる引いた写真と、目盛りが読み取れるように寄った写真の2種類を撮る。
- ・写真に撮影日時の記録を残しておく。
- ・被害状況がわかるよう、被害箇所のクローズアップ写真や指差し確認による写真を撮影をする。



▲寄った写真の例

■対象

- ・罹災証明書: 住家
- ・被災証明書: 空き家、納屋および倉庫などの非住家建物、カーポートや自動車など工作物、および動産、所有するアパートの被災など

■申請期限

災害発生日から6カ月以内

■申請方法

- ・税務課資産税係の窓口へ下記の持ち物を提出
- ・マイナポータルから電子申請(右記)



■持ち物

身分証明書、被災状況の確認できる写真、建物図面など間取りがわかるもの(提出可能な場合)、修理費用のわかる請求書、見積書など
※代理人の場合は、委任状および代理人の身分証明書

